



契約書作成の基礎講座

(ご案内)

弁護士法人創知法律事務所
代表社員・弁護士 藤本 一郎

(本講座の趣旨)

契約書作成は、企業法務の基本です。

通常、企業は、企業間の約束事を契約書という形式に落とし込みます。そして企業の法務担当者がチェックします。法務担当者は、重要な契約や、特に法的解釈に疑義がある場合、弁護士にアドバイスを求めます。弁護士は、契約書のドラフトを検討してコメントしたり修正したりします。また、時には、法務担当者が最初から弁護士に契約書のドラフトの作成依頼をしたりします。従って、弁護士が保有する契約書作成のノウハウを企業の法務担当者に開示することは、弁護士の業務を減らすことにつながりかねない、とも思えます。

しかし本当にそうでしょうか。例えば、弁護士が普段から拘っているいくつかの点を企業の法務担当者が理解していれば、企業の法務担当者と弁護士との間のコミュニケーションも、色々とスムーズに進むことも多いのではないのでしょうか。

本講座は、長年、日本語・英語・中国語で契約書作成を担当し、各種講演会での指導のほか、京都大学法科大学院でも「渉外契約演習」と題する演習講座を担当してきた弁護士藤本一郎が、契約書作成において重要と思われる「カタ」や「一般条項」をコンパクトにまとめて教授するものです。基本的には講義形式ですが、参加者数を少人数に絞り込み、自由に議論しながら進めることができるようにします。また、講座が終わった際には、1つ「課題」が提供され、後日弁護士がコメントさせて貰うことも予定しております。

(本講座の概要)

1 日時・場所

大阪会場（創知法律事務所 大阪オフィス）9月26日（火）15時30分～17時30分
東京会場（創知法律事務所 東京オフィス）9月28日（木）15時30分～17時30分
札幌会場（創知法律事務所 札幌オフィス）10月13日（金）17時～19時

2 内容

以下の内容を弁護士藤本一郎が講義し、必要に応じて参加者とディスカッションします。

- ①契約書の構造とルール
- ②言語による特徴（日本語、英語、中国語）
- ③一般条項の例
- ④企業法務で通常頻出する契約書のカタ（NDA、取引基本契約、技術ライセンス契約等）
- ⑤課題の説明

なお、講義の途中で外国後が多少出現しますが、特別な語学能力を必要とするものではありません。

また、最後に提出された課題は、期限迄に提出された場合は、弁護士がコメント等させて頂きます（メールを原則としますが、面談又は電話によるコメントもオプションとして用意させて頂きますので、お問い合わせください。）。



3 対象者

企業の法務担当又は契約書の作成・修正に関与することを志願する者であって、法務経験がまだ浅い者（法務初心者から中級者まで）

なお、各講座の参加者は、最大8名に限定させていただきます（先着順）。

別紙申込書をFAX又は電子メールで送付願います（当方からの確認の連絡と、下記費用の支払により参加が確定します）。

4 費用

(1) 当法人と顧問契約のある企業の役員・従業員

金1万円＋税（なお、1社様で2名様を越える場合は、(2)を適用させていただきます。）

(2) (1)以外の者

金4万円＋税

※顧問先様は、特段のご指定がなければ、通常の顧問料等の請求と併せて上記費用を請求させていただきます。

※顧問先様以外の企業様の参加者様は、事前にお振り込みをお願いします。お申し込み頂きました後に、振込先等をご案内させていただきます。

5 その他（意見交換会）

講義終了後、希望される方との間で、講師を交えた夕食・懇親会（意見交換会）を予定しております。意見交換会の費用は、上記とは別にお一人様5000円程度（実費。東京会場については若干高額となる可能性がございます。）を予定しております（当日徴収します）。

（講師について）

藤本一郎（弁護士法人創知法律事務所 代表社員）

弁護士（資格：日本、米国カリフォルニア州、ニューヨーク州）

同志社大学法科大学院客員教授（担当授業：コーポレートガバナンス、アジア法1）

京都大学法科大学院兼任講師（担当授業：涉外契約演習、中国企業取引法）

神戸大学法科大学院兼任講師（担当授業：中国法）

JETRO（独立行政法人日本貿易振興機構）国際取引法務 支援弁護士

（会場のご案内）

札幌オフィス 〒060-0042 札幌市中央区大通西1-2丁目大通コンニサービル5階

TEL 011-280-1180 FAX 011-280-1181

（最寄駅）地下鉄東西線「西11丁目」駅2番出口より徒歩3分

東京オフィス 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル8階

TEL 03-6268-0962 FAX 03-6268-0963

（最寄駅）JR山手線等「有楽町」駅より徒歩2分

東京メトロ有楽町線「有楽町」駅地下直結

大阪オフィス 〒541-0041 大阪市中央区北浜1丁目9番15号EM北浜ビル5階

TEL 06-4708-3260 FAX 06-4708-3280

（最寄駅）京阪本線「北浜」駅28番出口エレベータより徒歩1分

地下鉄「北浜」駅徒歩2分、「淀屋橋」駅徒歩7分



平成 年 月 日

弁護士法人創知法律事務所 宛
FAX 06-4708-3260 若しくは 03-6268-0963
又は 電子メール cilpc@ci-lpc.com

契約書作成の基礎講座 申込書

以下のとおり、「契約書作成の基礎講座」に申込をします。

(1) 申込される方の所属する事業者名(例: 株式会社○○ など)
(2) 申込される方の肩書とお名前(例: 法務部 ○○ など 複数名の場合は複数名記載)
(3) 申込される方の連絡先 TEL FAX 電子メール
(4) 費用(税込)の別(いずれかに○) 【顧問先様】1名あたり1万0800円 【顧問先様以外】1名あたり4万3200円
(5) 希望する日時・場所(いずれかに☑) <input type="checkbox"/> 平成29年9月26日 15時30分～17時30分 弁護士法人創知法律事務所 大阪オフィス(大阪市中央区北浜1丁目9番15号 EM 北浜ビル5階) <input type="checkbox"/> 平成29年9月28日 15時30分～17時30分 弁護士法人創知法律事務所 東京オフィス(東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル8階) <input type="checkbox"/> 平成29年10月13日 17時～19時 弁護士法人創知法律事務所 札幌オフィス(札幌市中央区大通西12丁目大通りコニサービル5階)
(6) 講義終了後の意見交換会参加の別(実費必要です。)(いずれかに○) 【意見交換会に参加します】 【意見交換会に参加しません】
(7) その他(備考)